

標準仕様書

平成29年9月改訂

要件区分	機種区分		
	一般事務用	技術系業務用(設計・製図・分析等)	
	A	B	
数量	2	1	
性能、機能	形状	ノート型	
	O S	Windows10 Pro (64bit) ※最新の状態(ビルド、更新プログラムを適用)で納品すること	
	CPU	Core TM i3-6100U (2.30GHz) 相当以上	CoreTM i7-6600M(2.60GHz)相当以上
		※ 要求仕様書が求めるCPUの性能の担保については、パソコンハードメーカーの証明書を入札参加資格申請時に提出すること。 なお、パソコンハードメーカーから証明書の発行が受けられない場合等にあつては、保証書等の提出によりこれに代えることを認める場合があるので、事前に協議すること。	
	メモリ	DDR3L 4GB×1以上(空き1)	
	HDD	・500GB以上 ・パーティション分割(Cドライブ256GB、Dドライブ残容量)	
	通信機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-TのLAN接続インターフェース内蔵 無線通信機能(無線LAN)を内蔵していないこと。	
	ディスプレイ	15.6型ワイド TFT HD 以上	
	光学ドライブ	CPRM対応DVDスーパーマルチドライブ(DVD+R/DVD+RW書込速度/8倍速以上) ※ CPRM対応DVD再生ソフトが添付されていること(バンドル版)	
	インターフェイス(USB)	USB2.0又は3.0×合計4ポート以上	
	アプリケーション	・ JustSystems 一太郎 Pro3	
		・Microsoft Office(以下のアプリケーション(示すバージョン以上のもの)を含むもの) ・ Microsoft Office Word (2016 以上) ・ Microsoft Office Excel (2016 以上) ・ Microsoft Office PowerPoint (2016 以上) ・ Microsoft Office Outlook (2016 以上)	
		・Adobe Reader (入札参加資格申請時における最新バージョンとすること)	・Adobe Acrobat Standard(DC又は2017)
		・ ハードディスクデータ消去ツール(パソコンメーカー純正のバンドル版ソフト)	
	キーボード・その他	次に掲げる各性能及び機能について、カタログで確認できること。 ・ 日本語 テンキー付きキーボードを内蔵していること (JIS配列準拠)。 ・ タッチパッドを実装していること。 ・ キーボードからパソコン内部へ水滴が浸入しにくい防滴構造・機能を有していること。	
	インストール媒体	次のインストール媒体を、別に指定する枚数添付すること。	
	再セットアップディスク	・メーカー付属品可 ※リカバリ領域等による復旧が可能である場合でも必要	
アプリケーション再インストールディスク	・ 上記に示すソフトウェアの再インストール用ディスク(ダウンロード等による場合は不用)		
付属品(ハードウェア)	・ スクロール機能付き USBマウス (光学式又はレーザー式) ・ ACアダプタ		
携帯/バックアップ用電源	・ リチウムイオンバッテリー 又は リチウムポリマーバッテリーを内蔵		
省電力機能等	・ 簡易操作で省電力モードに移行できる機能を有していること。 ・ バッテリー寿命を延ばすためにフル充電を回避するハードメーカー純正のユーティリティが実装されていること。 ・ ピークシフト機能(電力需要がピークとなる時間帯での電力使用回避機能)と同等の機能を有すること。		
環境配慮・省エネ	・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) 適合、国際エネルギースタープログラム基準適合、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 適合。 ※契約締結時における最新基準をクリアしていること。		

要件区分		機種区分
		全機種共通
性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、箇所別の日時については、事前に発注者と協議すること。
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。
	メーカーによる保証及び保守	<ul style="list-style-type: none"> ○ メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。 ○ メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。 ○ 無償保証期間満了後において、オンサイト保守が可能な体制が整備されていること。 ○ アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。 ○ 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後5年以上あること。 ○ 「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。 <p>ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に当該記載箇所を明示した上で提出すること。 ○ なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納品時点で当該パーソナルコンピュータにインストールされているソフトウェアは、購入契約にあっては、無期限、賃貸借契約にあっては、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合が使用を許諾されるものであること。 ○ 「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「石狩湾新港管理組合」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。 ○ 発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。 ○ 正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあっては、納品時までには作業を完了すること。この場合にあって、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあっては、MAK認証方式によること。 ○ ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に石狩湾新港管理組合が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。
	設定方法等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>納品時まで、次の設定作業を行うこと。</u> (1) パーソナルコンピュータごとに、装置番号等発注者が指示する事項をラベルライターによりテープに印字の上、指定する箇所に貼付すること。 (2) ハードウェア構成品が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 また、機器使用に際して、メーカーCMのポップアップ等、機器の使用に不必要な動作をしないよう確認すること。 (3) 日本語入力システムの通常設定を「Atok」とすること。 (4) 石狩湾新港管理組合で運用する共有ネットワークシステムに接続させ、メールシステム、デスクトップシステム及びプリンタ他石狩湾新港管理組合の指示するシステム及び機器等の設定を行い、正常作動を確認すること。 (5) 上記システムで使用しているウィルス対策ソフトウェアの自動起動を確認すること。 (6) インターネットへの接続を確認すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ○ 納品又は設定時等に必要な資料については、発注者の執務箇所において、受け取ること。 ○ 発注者が指示する手法により、パーソナルコンピュータに係る基本情報データ一覧を作成し、別途指示する日までに提出すること。 ○ 石狩湾新港管理組合が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。 ○ 納入箇所において設定作業を行う場合にあっては、原則として納入箇所の執務時間内に実施することとするが、執務に著しい支障が生じないよう配慮すること。 ○ 納入箇所において設定作業を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収し、持ち帰ること。 ○ 再セットアップディスク、再インストール用ディスク及び使用手順書などの納品については、ファイルに入れるなど整理し納品すること。 ○ 納品時点で当該パーソナルコンピュータにインストールされているソフトウェアのインストール媒体がある場合は、その所有権については、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合に帰属すること。 なお、インストール媒体が無いソフトウェアについて再インストールが必要になった場合には、発注者の必要に応じてサポートすること。 	